習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が五点を超えるときは、五点とする。）	二十八　（略）	
この項の上欄のイを満たす場合は五点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が五点を超えるときは、五点とする。）	二十九　（略）	
（略）	三十　当該年度において、事業主と連携し、加入者のメンタルヘルス対策のための事業を実施し、当該事業における調査の結果等を用いて、その効果の検証を実施すること。	五点
（略）	三十一　（略）	五点
五点	三十二　当該年度において、十九歳未満の被扶養者を対象とした保健事業の実施又は子どもの適切な医療の受診若しくは抗菌薬の投与に係る情報の周知若しくは広報を行うこと。	五点
五点	三十三　当該年度において、女性の健康課題に係る支援等の性別に応じた健康支援又は保健事業を実施し、その効果の検証を実施すること。	五点
五点	三十四　当該年度において、ロコモティブシンドローム対策に係る保健事業を実施し、その効果の検証を実施すること。	五点

習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が三点を超えるときは、三点とする。）	二十六　（略）	
この項の上欄のイを満たす場合は三点、同欄のロを満たす場合は当該年度の前年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合から当該年度の前々年度における加入者のうち適切な飲酒習慣を有する者の割合を控除して得た割合に百を乗じて得た点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とし、その点数が三点を超えるときは、三点とする。）	二十七　（略）	
（略）	二十八　当該年度において、加入者のメンタルヘルス対策のための事業を実施し、当該事業における調査の結果等を用いて、その効果の検証を実施すること。	二点
（略）	二十九　（略）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）